

「審議会等の女性の任用状況」の調査結果(令和2年3月31日現在)

総務部人権・男女共同参画課

- <目標> 1 令和元年度末(令和2年3月31日)までに、区の審議会等の女性委員の割合を50%にする。
(ただし、法令等で資格要件が定められているものを除く。また、行政委員会は、この目標の対象外とする。)
法令等で資格要件が定められているものとは、国・地方公共団体の組織および職について規定しているもの、区議会議員、関係団体の構成員のうち、職を指定しているものをいう。
- 2 公募委員の割合を3割以上かつ公募委員における男性委員、女性委員の割合を概ね同数とするよう努める。
(ただし、法令等により、委員の資格要件が専門知識を有する者や関係団体からの被推薦人のみによって構成される場合は、除外する。)

- <結果> 1 女性委員の割合50%を達成した会議体数・・・16会議体
- 2 公募委員の割合を3割以上かつ公募委員における男性・女性委員の割合が概ね同数以上となった会議体数・・・8会議体

<現況> 1 審議会等の女性の任用状況

区 分	会議体数(A)	女性を含む 会議体数(B)	左の割合 (B)/(A)	構成員の割合			前年比	
				委員総数 (C)	女性数 (D)	割合 (D)/(C)		
附属機関等	(1) 審議会等 (法令・条例設置)	32	29	90.6%	637	198	31.1%	-1.6ポイント
	(2) 懇談会等 (要綱等で設置)	30	29	96.7%	431	198	45.9%	-2.5ポイント
	計 (1)+(2)	62	58	93.5%	1,068	396	37.1%	-1.5ポイント

法令等で資格要件が定められているものを除いた割合。

基準日時点で委員の任命がない会議体を除く。

全委員数1,375人の内、女性は452人(割合は32.8% 前年比 - 0.9ポイント)。

2 公募委員の状況

	公募委員を有する 会議体数	公募委員を有 する会議体の委 員数(E)	公募委員数(F)	割合 (F)/(E)	前年比	公募委員中 の女性数(G)	割合 (G)/(F)	前年比
附属機関等	24	496	151	30.4%	1ポイント	75	49.7%	1ポイント

<参考>

区 分	種別数(H)	女性を含む 種別数(I)	左の割合 (I)/(H)	構成員の割合			前年比
				委員総数(J)	女性数(K)	割合(K)/(J)	
行政協力員	11	11	100.0%	725	414	57.1%	3ポイント

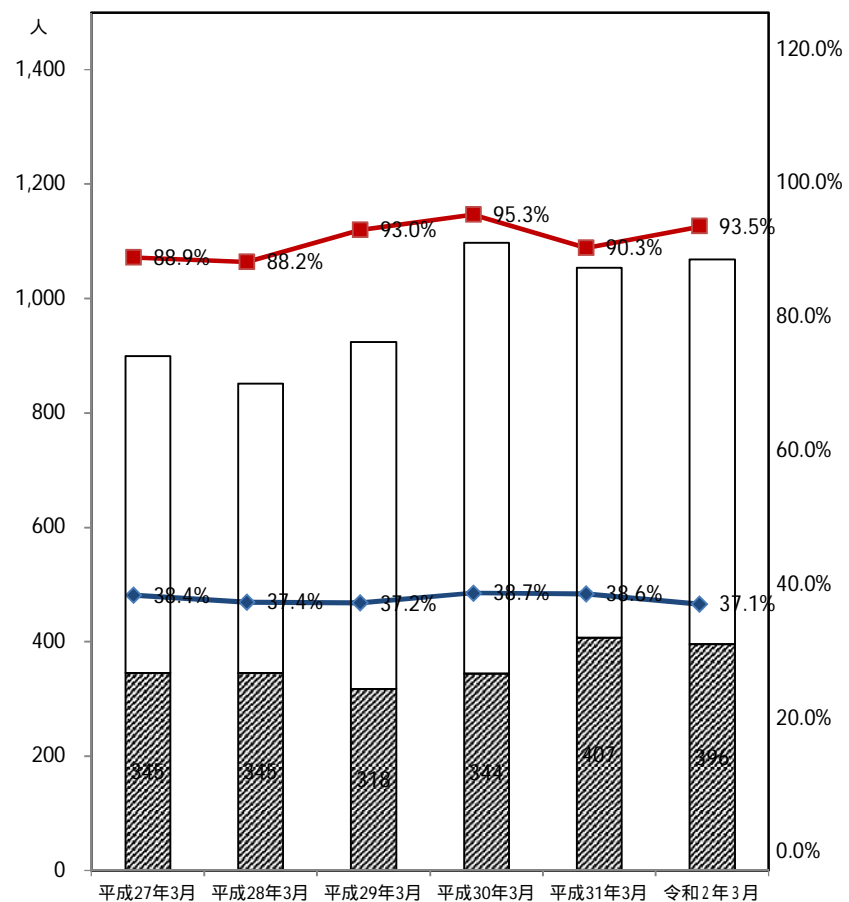
区 分	委員会等数(H)	女性を含む 委員会等数(I)	左の割合 (I)/(H)	構成員の割合			前年比
				委員総数(J)	女性数(K)	割合(K)/(J)	
行政委員会等	4	3	75.0%	29	6	20.7%	7ポイント

いずれも、目標の対象外です。

女性の任用率の推移 (法令等で資格要件が定められているものを除く)

区 分	審議会等 の数	女性を含 む審議会 等の数	左の割合	構 成 員 の 女 性 割 合		
				総 数 (公募委員 数)	女性数 (公募委員 中の女性数)	左の割合
平成27年3月	54	48	88.9%	899 (151)	345 (71)	38.4% (47.0%)
平成28年3月	51	45	88.2%	851 (142)	318 (63)	37.4% (44.4%)
平成29年3月	57	53	93.0%	924 (145)	344 (67)	37.2% (46.2%)
平成30年3月	64	61	95.3%	1,097 (147)	425 (66)	38.7% (44.9%)
平成31年3月	62	56	90.3%	1,054 (140)	407 (68)	38.6% (48.6%)
令和2年3月	62	58	93.5%	1,068 (151)	396 (75)	37.1% (49.7%)

男女別委員数、女性を任用している附属機関等の割合および女性任用率の推移



■ 女性 □ 男性

— 女性任用率

— 女性を任用している附属機関等の割合

附属機関等の女性の任用状況および区民公募実績(令和元年度)
元年度庁内担当組織順

令和2年3月末現在

NO	附属機関等の名称	設置根拠	法令等の資格		委員数					公募枠の状況										公募にかかる要件	所管課	備考				
			法令	要件と実績	定数	実数	男性数	女性数	女性の任用率(自動計算)	実数のうち法定(ア、イ、ウ)以外			公募の有/無	有の根拠(施行日)または無の理由	公募数	公募率(自動計算)	参加内訳									
										総数	男性数	女性数					女性の任用率(自動計算)	応募数	うち女性				決定数(欠員除く)	男性数	女性数	女性の任用率(自動計算)
1	練馬光が丘病院跡施設活用検討会議	1練企第281号「練馬光が丘病院跡施設活用検討会議の設置について」	D	工学識経験者 男5、女0 キ その他(地元関係者 男1女1、公募委員男1女2)	10	10	7	3	30.0%	10	7	3	30.0%	有	練馬区付属機関等の委員に関する規則(平成23年3月31日)	3	30.0%	13	6	3	1	2	66.7%	任期中5回程度、平日の昼間・夜間に3回以上出席できる区民在住の方	企画課	
2	練馬区政改革推進会議	練馬区政改革推進会議設置要綱	D	工学識経験者 男2女0 キ その他(公募委員 男2女2、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等の資格を有する者または行政もしくは企業における実務経験を有する者 男4女2)	12	12	8	4	33.3%	12	8	4	33.3%	有	練馬区付属機関等の委員の公募に関する規則(平成23年3月31日)	4	33.3%	11	3	4	2	2	50.0%	4か月に1回程度、平日夜間に開催する会議に出席できる区民在住の方	区政改革担当課	
3	練馬区防災会議	災害対策基本法第16条、防災会議条例	A,C	ア 国および地方公共団体の組織および職 男24名 女1名 ウ 関係団体 男13名 女1名 エ 工学識経験者 男0名 女2名 キ その他(自主防災組織) 男3名 女4名	50人以内	48	40	8	16.7%	9	3	6	66.7%	無	行政と防災関係機関との会議のため										危機管理課	
4	練馬区防災懇談会	練馬区防災懇談会設置要綱	D	キ その他 男10 女5 (公募 男10女5)	15人以下	15	10	5	33.3%	15	10	5	33.3%	有	練馬区防災懇談会設置要綱 平成16年5月14日	15	100.0%	15	5	15	10	5	33.3%	区内在住、在勤	危機管理課	
5	練馬区国民保護協議会	国民保護法39条、練馬区国民保護協議会条例	A,C	ア 国および地方公共団体の組織および職 男24名 女1名 ウ 関係団体 男13名 女1名 エ 工学識経験者 男0名 女2名 キ その他(自主防災組織) 男3名 女4名	50人以内	48	40	8	16.7%	9	3	6	66.7%	無	行政と国民保護関係機関との会議のため										危機管理課	
6	練馬区安全・安心協議会	練馬区民の安全と安心を推進する条例	C	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男10女0 キ 関係団体からの推薦を受けたもの 男17女8、公募 男11女2	60人以内	48	38	10	20.8%	38	28	10	26.3%	有	練馬区民の安全と安心を推進する条例施行規則第4条(平成16年12月13日)	13	27.1%	13	2	13	11	2	15.4%	20歳以上で区内在住	危機管理課	
7	練馬区特別報酬等および議会政務活動費審議会	練馬区特別報酬等および議会政務活動費審議会条例	C	キ その他(区内にある公共的団体等の代表者またはその団体等の推薦するもの)男7 女2	10	9	7	2	22.2%	9	7	2	22.2%	無	高度な専門知識を必要とするため										総務課	
8	練馬区行政不服審査会	行政不服審査法第81条、練馬区行政不服審査会条例	A,C	カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの 男2 女1	3	3	2	1	33.3%	3	2	1	33.3%	無	法律または行政に関する専門知識を要するため										文書法務課	
9	練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会	練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例	イ	イ 区議会議員 7名(男6女1) エ 工学識経験者 5名(男5女0) キ その他(団体からの推薦を受けたもの4名(男3女1)、公募7名(男4女3))	25	23	18	5	21.7%	16	12	4	25.0%	有	練馬区付属機関等の委員の公募に関する規則	7	30.4%	19	4	7	4	3	42.9%	20歳以上で区内在住	情報公開課	
10	練馬区情報公開および個人情報保護審査会	練馬区情報公開および個人情報保護審査会条例	C	カ 情報公開制度および個人情報保護制度について優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱するもの5名(男3女2)	5	5	3	2	40.0%	5	3	2	40.0%	無	条例により相応な専門知識が必要と規定しているため										情報公開課	
11	練馬区財産価格審議会	練馬区財産価格審議会条例	A	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男2女1欠員0 エ 工学識経験者 男7女2欠員0	13	12	9	3	25.0%	9	7	2	22.2%	無	相応な専門知識が必要となるため										経理用地課	
12	練馬区入札監視委員会	練馬区入札監視委員会	D	カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの 男3 女0	3	3	3	0	0.0%	3	3	0	0.0%	無	要綱に規定されているため										経理用地課	
13	練馬区立男女共同参画センター運営委員会	練馬区立男女共同参画センター運営委員会設置要綱	D	エ 工学識経験者 男0女4 キ その他(団体からの推薦を受けたもの 男2女6、公募委員 男1女7)	20程度	20	3	17	85.0%	20	3	17	85.0%	有	要綱第3条 昭和63年7月1日施行	8	40.0%	9	8	8	1	7	87.5%	男女共同参画の推進に意欲があり、1年以上区内居住、練馬区常勤職員ではなく、委員を連任して3期6年務めていない方	人権・男女共同参画課	
14	練馬区男女共同参画推進懇談会	練馬区男女共同参画推進懇談会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男3 エ 工学識経験者 男1女3 キ その他(公募委員 男4女4、団体からの推薦を受けたもの 男4女5)	25程度	24	12	12	50.0%	21	9	12	57.1%	有	要綱第3条 昭和57年4月1日施行	8	33.3%	12	6	8	4	4	50.0%	1年以上区内居住、練馬区常勤職員ではなく、男女懇談会を連任して3期6年務めていない方	人権・男女共同参画課	

附属機関等の女性の任用状況および区民公募実績(令和元年度)
元年度庁内担当組織順

令和2年3月末現在

NO	附属機関等の名称	設置根拠	法令等の資格		委員数					公募枠の状況										公募にかかる要件	所管課	備考						
			法令	要件と実績	定数	実数	男性数	女性数	女性の任用率(自動計算)	実数のうち法定(ア、イ、ウ)以外			公募の有/無	有の根拠(施行日)または無の理由	公募数	公募率(公募数/実数)(自動計算)	参加内訳											
										総数	男性数	女性数					応募数	うち女性	決定数(欠員除く)				男性数	女性数	女性の任用率(自動計算)			
15	練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡協議会	練馬区配偶者等暴力防止関係機関連絡協議会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの男15女3 ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの 男1女2 カ (専門的な知識を有しているものなど規定しているもの) 男1女1	23	23	17	6	26.1%	2	1	1	50.0%	無	関係行政機関の充て職のため専門知識を有する者のため												人権・男女共同参画課	
16	練馬区国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第11条 練馬区国民健康保険条例第2条	A.C	イ 区議会議員 男4女1 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの 男5女2 キ (団体からの推薦を受けたもの 男3 大学教授 男1 公募 男3女3)	24	22	16	6	27.3%	17	12	5	29.4%	有	国民健康保険運営協議会委員公募要綱を制定 平成13年4月1日施行 委員数は施行令で規定	7	31.8%	8	3	7	4	3	42.9%	練馬区国民健康保険の被保険者	保年金課	公募委員1名欠員		
17	練馬区国際交流・多文化共生事業推進連絡会	練馬区国際交流・多文化共生事業推進連絡会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男1 女1 キ ボランティア 男10 女26 ク 国際交流事業および多文化共生事業の関係者 男1 女3	規定なし	42	12	30	71.4%	40	11	29	72.5%	無	行政と関連団体との連絡会議であり、委員を固定しないため											地域振興課		
18	練馬区立美術館運営協議会	練馬区立美術館運営協議会条例	C	イ 区議会議員(4名以内) 男2 女2 エ 学識経験者(8名以内) 男6 女1 オ 学校教育関係者(2名以内) 男2 女0 キ その他(美術団体関係者 2名以内) 男2 女0 ク その他(公募区民 3名以内) 男0 女3	19以内	18	12	6	33.3%	14	10	4	28.6%	有	練馬区立美術館運営協議会条例	3	16.7%	4	4	3	0	3	100.0%	と練馬区立美術館を利用したことがあること 運営協議会(年2回程度、1回2時間程度、平日午後開催)に出席できること			文化・生涯学習課	
19	練馬区文化財保護審議会	文化財保護法第190条 練馬区文化財保護条例	A.C	カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者として法令等に規定しているもの 条例13条 10名以内 男5名 女1名	10以内	6	5	1	16.7%	6	5	1	16.7%	無	自分等の専門性を必要としているため											文化・生涯学習課		
20	練馬区立生涯学習センター運営懇談会	練馬区立生涯学習センター運営懇談会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男1 女0 ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの 男4 女2 エ 学識経験者 男1 女0 キ その他(公募区民) 男2 女1	12以内	11	8	3	27.3%	4	3	1	25.0%	有	練馬区立生涯学習センター運営懇談会設置要綱	4	36.4%	3	1	3	2	1	33.3%	生涯学習センターを利用する区民		文化・生涯学習課		
21	練馬区民生委員推薦会	民生委員法第3条	A	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男2女0 イ 区議会議員 男1女1 エ 学識経験者 男0女2 オ 民生委員・社会福祉事業関係者・社会福祉関係団体の代表者・教育関係者 男7女1	14	14	10	4	28.6%	10	7	3	30.0%	無	練馬区民生委員推薦会規則に選出分野および適格者選定を規定											福祉部管理課		
22	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員条例	C	カ 法令等にもとづき区長が任命するもの 男1女2	5人以内	3	1	2	66.7%	3	1	2	66.7%	無	条例に人格が高潔で、保健・福祉、法律等の分野に優れた見識を有する者のうち区長が委嘱すると規定されているため											福祉部管理課		
23	練馬区立厚生文化会館運営協議会	練馬区立厚生文化会館運営協議会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男0 女4 ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの 男14 女9	25	27	14	13	48.1%	0	0	0	法廷のみ委員で構成	無	要綱で団体の代表者を構成員に規定											福祉部管理課		
24	練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会	練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会設置要綱	D	エ 学識経験者 男2 キ 公募委員 男2 女2 ク その他(関係団体からの推薦) 男5 女6	17名以内	17	9	8	47.1%	17	9	8	47.1%	有	要綱第3条(平成27年3月10日)	4	23.5%	7	2	4	2	2	50.0%	区内在住		福祉部管理課		
25	練馬区福祉有償運送運営協議会	練馬区福祉有償運送運営協議会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男4 女1 エ 学識経験者 男1 キ その他(関係団体からの推薦) 男7 女2	16名以内	15	12	3	20.0%	10	8	2	20.0%	無	要綱に構成員が規定されているため											福祉部管理課		

附属機関等の女性の任用状況および区民公募実績(令和元年度)
元年度庁内担当組織順

令和2年3月末現在

NO	附属機関等の名称	設置根拠	法令	要件と実績	委員数				公募枠の状況										公募にかかる要件	所管課	備考					
					定数	実数	男性数	女性数	実数のうち法定(ア、イ、ウ)以外						公募の有無	有の根拠(施行日)または無の理由	公募数	公募率(公募数/実数)(自動計算)				参加内訳				
									女性の任用率(自動計算)	総数	男性数	女性数	女性の任用率(自動計算)	総数								うち女性	決定数(欠員除く)	男性数	女性数	女性の任用率(自動計算)
35	練馬区健康推進協議会	練馬区健康推進協議会設置要綱	D	イ 区議会議員 男4女2 エ 学識経験者 男2女1 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの 男5女0 キ その他 男6 女6	26 以内	26	17	9	34.6%	20	13	7	35.0%	有	要綱第3条 平成9年7月1日施行	5	19.2%	11	5	5	2	3	60.0%	保健衛生および地域医療に関心のある区民	健康推進課	
36	練馬区食育推進ネットワーク会議	練馬区食育推進ネットワーク会議設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男3女1 キ 公募区民 男1女5 ク ねばりの食育応援店店主 男2名 キ 団体からの推薦 男1名・女3名	20	16	7	9	56.3%	12	4	8	66.7%	有	要綱第2条 平成19年7月1日施行	6	37.5%	11	7	6	1	5	83.3%	食育に関心のある区民	健康推進課	令和2年3月31日をもって任期満了
37	練馬区大気汚染障害者認定審査会	練馬区大気汚染障害者認定審査会条例	C	エ 学識経験者 男5 女1	10 以内	6	5	1	16.7%	6	5	1	16.7%	無	各分野の学識経験者の任命を規定										保健予防課	
38	練馬区感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条 練馬区感染症診査協議会条例	A.C	エ 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 男1 女1 エ 法律に関し学識経験を有する者 女1 エ 医療および法律以外の学識経験を有する者 男1 オ 感染症指定医療機関の医師 男3 女1	4 以上	8	5	3	37.5%	8	5	3	37.5%	無	感染症法で各分野の任命を規定										保健予防課	
39	練馬区自殺対策推進会議	練馬区自殺対策推進会議設置要綱	D	エ 学識経験者 女1 オ 保健関係者、医療関係者、福祉関係者、教育関係者、労働関係者 男9 女5 キ 自殺防止等に関する関係機関に属する者 男2 女1	18名 以内	18	11	7	38.9%	18	11	7	38.9%	無	専門的な知識・経験を要するため										保健予防課	
40	練馬区災害医療運営連絡会	練馬区災害医療運営連絡会設置要綱	D	オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの 男11 キ その他(災害拠点病院院長および管理者から推薦を受けたもの) 男2 キ その他(区職員) 男2女1(消防署)男3(警察署)男3	22	22	21	1	4.5%	22	21	1	4.5%	無	行政と医療職等による会議のため										地域医療課	
41	練馬区在宅療養推進協議会	練馬区在宅療養推進協議会設置要綱	D	エ 学識経験者 男2 キ その他(団体からの推薦を受けたもの) 男10女4 キ その他(区職員) 男2	18	18	14	4	22.2%	18	14	4	22.2%	無	行政と医療職等による会議のため										地域医療課	
42	練馬区環境審議会	練馬区環境基本条例 練馬区環境審議会規則	C	ア 関係行政機関の職員 2名以内…男1 エ 学識経験者 3名以内…男2 オ 教育関係者 2名以内…男2 キ その他(事業者4名以内・区民3人以上)…男11・女2	20名 以内	18	16	2	11.1%	17	15	2	11.8%	有	練馬区附属機関等の委員の公募に関する規則(平成23年3月31日)	5	27.8%	16	3	5	3	2	40.0%	審議会に出席可能な区内在住の20歳以上の者	環境課	
43	練馬区空家等および不良居住建築物等適正管理審議会	練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例第25条	C	カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの 男7 女2	10人 以内	9	7	2	22.2%	9	7	2	22.2%	無	委員に対し、特に専門的な知識が要求されるため	-		-	-	-	-	-		環境課		
44	練馬区緑化委員会	練馬区みどりを愛し守りはくむ条例第9条	C	エ 学識経験者 12人以内 女3男8 キ その他(関係団体からの推薦) 11人以内 男11	23以 内	22	19	3	13.6%	22	19	3	13.6%	無	みどりの保全および創出に関する専門知識が必要なため									みどり推進課		
45	練馬区循環型社会推進会議	練馬区リサイクル推進条例第21条及び施行規則	C	エ 学識経験者等(5人以内) 男2 女1 キ その他 事業者(7人以内) 男4 女1 キ その他 団体から推薦を受けたもの 男1 女0 キ その他 公募(8人以内) 男3 女2	20人 以内	14	10	4	28.6%	14	10	4	28.6%	有	練馬区付属機関等の委員に関する規則(平成23年3月31日)	5	35.7%	12	6	5	3	2	40.0%	区内在住の18歳以上の方	清掃リサイクル課	

附属機関等の女性の任用状況および区民公募実績(令和元年度)
元年度庁内担当組織順

令和2年3月末現在

NO	附属機関等の名称	設置根拠	法令等の資格		委員数								公募枠の状況								公募にかかる要件	所管課	備考						
			法令	要件と実績	定数	実数	男性数	女性数	女性の任用率(自動計算)				公募枠の状況																
									女性任用率(自動計算)	実数のうち法定(ア、イ、ウ)以外	公募の有、無	有の根拠(施行日)または無の理由	公募数	公募率(自動計算)	応募数	決定数(欠員除く)	参加内訳	女性任用率(自動計算)											
女性任用率(自動計算)	総数	男性数	女性数	公募の有、無	有の根拠(施行日)または無の理由	公募数	公募率(自動計算)	応募数	うち女性	決定数(欠員除く)	男性数	女性数	女性任用率(自動計算)																
46	練馬区都市計画審議会	都市計画法第77条の2 練馬区まちづくり条例第127条	A.C	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男2 女0 イ 区議会議員 男6 女0 エ 学識経験者 男4 女1 キ その他(団体からの推薦を受けたもの 男8女0、公募委員 男3女1)	30人以内	25	23	2	8.0%	17	15	2	11.8%	有	区民公募に関する指針(平成13年3月1日)に基づき平成13年度から実施	4	16.0%	9	1	4	3	1	25.0%	区内在住で審議会に出席可能な方(区の委託業務に従事している方を除く。)	都市計画課				
47	練馬区建築審査会	建築基準法第78条	A	カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの 定数5名(男5、女0)	5	5	5	0	0.0%	5	5	0	0.0%	無	建築基準法で各分野の学識経験者の任命を規定											開発調整課			
48	練馬区建築紛争調停委員会	練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	C	カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの 7人以内(男2、女2)	7以内	4	2	2	50.0%	4	2	2	50.0%	無	条例により相応な専門知識が必要と規定												開発調整課		
49	練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に関する有識者委員会	練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に関する有識者委員会設置要綱	D	ア 地方公共団体の職 男2 エ 学識経験者 男4 オ 学校関係者 男1 カ 区長が任命するもの 女1	8	8	7	1	12.5%	6	5	1	16.7%	無	高度な専門知識が必要となるため													計画課	
50	練馬区交通安全対策協議会	交通安全対策基本法13条 練馬区交通安全対策協議会設置要綱	A.D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの(男17人、女0人) ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの(男6人、女0人) エ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの(男2人、女0人)	25	25	25	0	0.0%	2	2	0	0.0%	無	区内の関係行政機関および関係団体の調整機関のため													交通安全課	
51	練馬区自転車駐車対策協議会	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律、練馬区自転車の適正利用に関する条例	C	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 5人以内(男5人、女0人) イ 区議会議員 3人以内(男3人、女0人) ウ 関係団体の構成員のうち職を指定しているもの 4人以内(男4人、女0人) エ 学識経験者 2人以内(男2人、女0人) キ 区民 6人以内(男4人、女2人)	20	20	18	2	10.0%	8	6	2	25.0%	有	練馬区自転車の適正利用に関する条例施行規則21条 平成9年度実施	-	-	-	6	4	2			33.3%	区民	交通安全課			
52	練馬区公金管理検討委員会	練馬区公金管理検討委員会設置要綱	D	カ 専門的な知識経験等に基づき区長が任命する者と法令等に規定しているもの 男3 女0	4以内	3	3	0	0.0%	3	3	0	0.0%	無	高度な専門知識を必要とするため												会計管理室		
53	特別支援教育支援委員会	練馬区特別支援教育支援委員会設置要綱	D	オ 学校関係者、医師等 44名(男20、女24)	44	44	20	24	54.5%	44	20	24	54.5%	無	個人情報に係る事項について検討するため													学務課	
54	練馬区立幼稚園就園検討委員会	練馬区立幼稚園就園検討委員会設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男3女4 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの 男1名	9	8	4	4	50.0%	1	1	0	0.0%	無	個人情報に係る事項について検討するため 専門知識が必要のため													学務課	
55	練馬区いじめ等対応支援チーム	練馬区いじめ等対応支援チーム設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男3 女1 エ 学識経験者 男1 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの 男3 女2 キ その他(委員長が必要と認められる者、臨床心理に専門見識を有する者、小中学校PTA連合会が推薦する者) 男1 女2	15人程度	15	10	5	33.3%	9	5	4	44.4%	無	要綱に規定されているため													教育指導課	
56	練馬区不登校対策会議	練馬区不登校対策会議設置要綱	D	ア 国および地方公共団体の組織および職について規定しているもの 男2 女1 エ 学識経験者 男1 キ その他(小学校校長会の推薦する者、中学校校長会の推薦する者、不登校対策に専門見識を有する者) 男5	10人程度	9	8	1	11.1%	6	6	0	0.0%	無	要綱に規定されているため													学校教育支援センター	
57	練馬区子ども読書活動推進会議	練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱	D	エ 学識経験者 女1 オ 学校関係者、社会教育関係者、医師など特定の職業を規定しているもの男3女1 キ その他 男3女5(団体 男1女2 公募委員 男2女3)	13名以内	13	6	7	53.8%	13	6	7	53.8%	有	練馬区子ども読書活動推進会議設置要綱第3条	5	38.5%	6	4	5	1	4		80.0%	ア子ども読書推進活動に関心のある区民イ13歳以下のお子様がい16万	光が丘図書館			

行政協力員の女性任用率(令和元年度実績)

行政協力員 注:公募規則および女性任用率目標の対象外です。

令和2年3月末現在

	附属機関等の名称 (所管課)	設置根拠	委員数								
			定数	実数	男性数	女性数	女性任用率	実数のうち職員および議員以外			
								総数	男性数	女性数	任用率
1	練馬区文化財保護 推進員 (文化・生涯学習課)	練馬区文化財保護 推進員設置要綱	12	12	8	4	33.3%	12	8	4	33.3%
2	身体障害者相談員 (障害者施策推進課)	練馬区身体障害者 相談員設置要綱	18	18	6	12	66.7%	18	6	12	66.7%
3	知的障害者相談員 (障害者施策推進課)	練馬区知的障害者 相談員設置要綱	13	13	0	13	100.0%	13	0	13	100.0%
4	精神障害者相談員 (障害者施策推進課)	練馬区精神障害者 相談員設置要綱	6	5	2	3	60.0%	5	2	3	60.0%
5	高齢者向けホームペー ジ運営サポーター (高齢社会対策課)	練馬区高齢者向け ホームページ事業 実施要綱	なし	9	5	4	44.4%	9	5	4	44.4%
6	高齢者見守り訪問員 (高齢者支援課)	練馬区高齢者見守 り訪問事業実施要 綱	なし	225	67	158	70.2%	225	67	158	70.2%
7	キャラバン・メイト (高齢者支援課)	認知症理解普及促 進事業実施要綱	なし	154	39	115	74.7%	151	37	114	75.5%
8	食品衛生推進員 (生活衛生課)	食品衛生法	16	15	4	11	73.3%	15	4	11	73.3%
9	ねりまエコ・アドバイ ザー (環境課)	ねりまエコ・アドバイ ザー活動実施要領	なし	41	24	17	41.5%	41	24	17	41.5%

行政協力員の女性任用率(令和元年度実績)

行政協力員 注:公募規則および女性任用率目標の対象外です。

令和2年3月末現在

	附属機関等の名称 (所管課)	設置根拠	委員数								
			定数	実数	男性数	女性数	女性任用率	実数のうち職員および議員以外			
								総数	男性数	女性数	任用率
10	練馬区緑化協力員 (みどり推進課)	練馬区みどりを愛し 守りはぐくむ条例第 30条	100	68	42	26	38.2%	68	42	26	38.2%
11	違反広告物除却協 力員 (道路公園課)	練馬区違反広告物 除却協力員制度の 実施要綱	なし	165	114	51	30.9%	164	113	51	31.1%
合計				725	311	414	57.1%	721	308	413	57.3%

行政委員会の女性任用率(令和元年度実績)

注: 公募規則および女性任用率目標の対象外です。

令和2年3月末現在

	附属機関等の名称 (所管課)	設置根拠	委員数								
			定数	実数	男性数	女性数	女性任用率	実数のうち職員および議員以外			
								総数	男性数	女性数	任用率
1	練馬区教育委員会 (教育総務課)	地方自治法 § 180の5、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条	5	5	3	2	40.0%	4	2	2	50.0%
2	練馬区選挙管理委員会 (選挙管理委員会事務局)	地方自治法 § 180の5	4	4	3	1	25.0%	4	3	1	25.0%
3	練馬区監査委員 (監査事務局)	地方自治法 § 180の5、練馬区監査委員条例	4	4	1	3	75.0%	1	0	1	100.0%
4	練馬区農業委員会 (農業委員会事務局)	地方自治法 § 180の5、農業委員会等に関する法律	16	16	16	0	0.0%	16	16	0	0.0%
合計			29	29	23	6	20.7%	25	21	4	16.0%